

2019-10 教育研究評議会議事概要

日時 令和2年2月19日(水) 13:30~15:15
場所 事務局棟2階会議室
出席者 駒田学長
山本, 緒方, 尾西, 梅川, 大高, 富樫, 野崎, 橋本, 西村, 鶴岡, 松田,
吉松, 吉本, 伊佐地, 安食, 鶴原, 藤田, 片山, 村田, 畑中, 伊藤(智),
奥村, 神原, 三宅, 綾野
欠席者 伊藤(公), 富本, 樹神
陪席者 服部監事, 山中監事

◎ 前回議事概要の確認

学長から事前に照会した2019-9教育研究評議会議事概要(案)について、資料のとおり記録に留めたい旨の報告があり、了承された。

I 審議事項

1. 国立大学法人三重大学学則の一部改正について

企画総務部長から、「資料：審一1」に基づき、学校教育法施行規則及び大学設置基準の一部改正、医学部医学科における定員増、大学入学者選抜実施要項の改訂に伴う入試区分の名称変更及び工学部の課程認定が認められたことに伴う、国立大学法人三重大学学則の一部改正についての説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

2. 三重大学大学院学則の一部改正について

企画総務部長から、「資料：審一2」に基づき、大規模な風水害等の被害を受けた場合の入学試験検定料の免除及び返還について、大学院生にも適用することに伴う、三重大学大学院学則の一部改正についての説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

3. 三重大学入学者選抜実施規程の改正について

入試課長から、「資料：審一3」に基づき、大学入学共通テストの実施及び大学入学者選抜実施要項の見直しによる入試区分の変更に伴う、三重大学入学者選抜実施規程の一部改正についての説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

4. 国立大学法人三重大学検定料免除取扱規程の制定について

入試課長から、「資料：審一4」に基づき、学則第86条の2及び大学院学則第58条の2に基づき、大規模な風水害等の被害を受けた場合の大学入学検定料を免除するため、国立大学法人三重大学検定料免除取扱規程を制定する旨の説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

5. 三重大学授業料等免除及び徴収猶予取扱規程の改正について

学生支援課長から、「資料：審一5」に基づき、文部科学省高等教育局学生・留学生課及び国立大学法人支援課からの令和元年12月12日付け事務連絡を受けて、本学においても、給付型奨学金受給者への授業料全額免除を廃止することとし、三重大学授業料等免除及び徴収猶予取扱規程の改正を行う旨の説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

6. 人事労務に関する規程等の改正について

企画総務部長から、「資料：審一6」に基づき、国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドラインに基づいた年俸制の導入に伴う「国立大学法人三重大学年俸制適用教員給与規程」、「国立大学法人三重大学職員退職手当規程」、「国立大学法人三重大学年俸制適用教

員給与規程の実施に関する内規」の一部改正、三重県最低賃金の改正等に伴う「国立大学法人三重大学再雇用職員就業規則」の一部改正及び無期労働契約転換者の期末一時金及び退職手当の取扱いを変更することに伴う「国立大学法人三重大学無期労働契約転換者に関する規程」の一部改正についての説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

◇主な意見等

- 無期労働契約転換の権利のある職員の中にも、既に無期労働契約転換をしている職員と無期労働契約転換を宣言していない職員がいるが、双方の間で、給与上の損得に差はないか。
→差はない。
- 新年俸制への移行を希望するかしらないかは、いつ照会があるのか、自動的に新年俸制に移行するのか。
→3月末に希望の方に手を挙げていただく様な配慮をしたい。

7. 審査委員会の設置について〔報告事項終了後、関係者のみにて審議〕

学長から、本件については懲戒事由が存在すると思われるので、三重大学職員の懲戒の審査規程に基づき、審査委員会の設置について審議願う旨の発言があり、審議の結果、承認された。その後、審査委員会委員の組織についての説明があり、審議の結果、承認された。
なお、本日席上配布された資料については、本会議終了後に回収した。

8. その他
なし

II. 役員会報告

1. 第21～23回役員会について

学長から、令和元年度第21～23回役員会について、「資料：役－1、参考資料1～3」に基づき、報告があった。

III. その他報告事項

1. COC+に係る報告

富樫副学長から、「資料：報－1」に基づき、令和元年度第8回地域創発部門会議における協議事項等についての報告があった。

2. 三重大学卓越型リサーチセンター認定期間の更新について

橋本副学長から、「資料：報－2」に基づき、6件の三重大学卓越型リサーチセンターの認定期間の更新について報告があった。

3. 情報インフラ整備・セキュリティ対策について

梅川理事から、「資料：報－3」に基づき、本学における情報インフラ整備・セキュリティ対策について、新たに、BCP対策：事務システム障害対策冗長化構成を、令和2年度以降の緊急整備必要事項の一つとして進める旨の報告があった。

◇主な意見等

- これにより各部局等の負担が増えるわけではなく、対策に新しい項目を追加することでご理解いただきたい。

4. 標的型メール訓練（再試）の実施結果について

梅川理事から、「資料：報－4」に基づき、1月7日に実施した標的型攻撃メール訓練（再試）の結果についての報告があった。

5. ウチダの「Office卒割」について

梅川理事から、「資料：報一5」に基づき、大学ICT推進協議会正会員の大学を卒業する学生向けの特別割引についての報告があった。

6. キャリア教育改革およびインターンシップ卒業要件化の現状報告

野崎副学長から、「資料：報一6」に基づき、キャリア教育方針に基づくキャリア教育改革の現状と課題及びインターンシップ卒業要件化への対応についての説明があり、次いで、長屋学生総合支援副センター長から、キャリアガイドブックの活用についての説明があった。キャリアガイドブックは、インターンシップの報告を行ってもらうことを基本に作り、今後これをどの様に活用していくかは、数年かけて議論していきたい旨の説明があった。

なお、本件については、3月開催の経営協議会においても説明予定である旨の報告があった。

◇主な意見等

○学生が入力した情報は個人情報になるが、個人情報の利用について、入学時の同意書でどこまで取り扱うことができるのか。

→既存の同意書では、学生、保護者等の個人情報の利用については、「修学管理及び修学指導」及び「修学指導、生活指導等に係る保護者等への成績通知・諸連絡」への利用を利用目的の中に挙げている。これを援用できるのではないかと考えている。各学部には、何を入力させて、何を使うのかを決めるよう依頼した。学生に無理に入力させて、沢山の情報を得るのではない。個人情報が一歩歩きすることは絶対にあってはならないことも、議論したうえで運用開始として、ご意見をいただきたい。

○教育学部では、「学びのあしあと」を4年間使うが、その内容はこのシステムに盛り込めるのか。また「学びのあしあと」は4年間が修了したら学生に返却するが、このシステムに入力したものは、学生は、自分で持っていられるのか、卒業すると見られなくなるのか。

→部門会議の方でも、教育学部から目標等新しい枠を作って欲しいと要望があったので、ソフトを改修して、対応する予定である。また学生が入力した内容は、学生が各自のソフトウェアでPDFにして、持っていることができる。予算をかければ、大学でPDFにして、学生に還元することもできる。

○現在、非常に沢山のアンケートがあるが、このシステムに入力すれば、他の同様なアンケートには入力しなくても済むようにならないか。

→これは、地域人材教育開発機構のインターンシップ・キャリア教育開発部門会議で検討をしているものであるが、他の部門で同じ様なデータベースがある旨の話があった。今後検討されるのではないかと考えている。

→学生がこのシステムを使い始めても、例えば、ユニパはユニパとして同時並行で運用し、数年かけて整理しながら、良いものを作っていければ良いと考えている。今回はインターンシップの卒業要件化への対応として、情報がなかなか集まらないことに対して作ったものである。学生の手元にこれがある、ということがスタートになる。

7. その他

①教育学部長からの報告について

鶴原教育学部長から、附属小学校におけるいじめ問題について、経緯、附属小学校における対応、今後の対応の計画及び防止対策等についての説明があった。

◇主な意見等

○加害者も被害者も含め、児童に義務教育をしっかりと受けていただくためにはどうしたらいいか、考えていただきたい。

②三重大学新型コロナウイルス緊急対策本部の設置について

学長から、新型コロナウイルスによる感染拡大に伴い、専門の先生の意見を聞きながら、

大学全体としての方針を検討，策定し，学内の諸課題に対応するため，三重大学新型コロナウイルス緊急対策本部を設置する旨の報告があった。富本危機管理担当副学長を本部長とし，保健管理センターの医師，医学部附属病院感染制御部の医師や看護師，各学部等の事務長等が主な構成員となり，また企画総務部総務チームを窓口とする旨の説明があった。

◇主な意見等

○農場実習は，宿泊を避け，通わせて受けさせるが，乗船実習は，防御できることを極力行ってせざるを得ない。ただ，富本副学長から和歌山県に寄港するのは考えて欲しいといわれている。方針が出るようであればご教示願いたい。

→専門の先生の意見や大学全体の方針は伝えるので，行うか行わないかの最終判断は，各学部等で決定していただきたい。基本的には主催者の判断と厚生労働省は言っている。延期できるのであれば延期すれば良いが，延期できないものもある。乗船の判断を，準備や様々な配慮の点から，この時期にやらなくてはならないのであれば，感染防御に十分注意してやることになると思う。

○教授会で開く時間がない場合は，ある程度の責任のある委員会や主催者が決めることで良いか。

→時間的な余裕もないので，教授会の権限を委員会等におろしていただいて，決定していただいて構わない。ただし教授会には後日，事後で良いので報告願いたい。

○来週から本格的に対策本部が動くが，それまでに懸案事項があれば，小林教授や高橋副部長に連絡していただくか，総務チームに連絡いただければ，総務チームを通して検討依頼する。状況は刻々と変化し，対応も変わっていく。ただ，中国への渡航は止めていただくようお願いしたい。4月に中国から受け入れる予定もあるが，延期できるものは延期していただき，延期できない場合は，それなりの対策対応を持って受け入れなければならない。出来ることを最大限やるということである。

以 上